



職別

国保だより

2026.9

173号

助け合う国保で築く明るい家庭



コルチカム

令和7年度事業報告	P4
高額療養費制度の見直しについて	P9
保健師からのお知らせ	P12
インフルエンザ予防接種のご案内	P14

第113回通常組合会開かれる

去る7月23日（木）、当職別国保組合の第113回通常組合会が、下京区のからすま京都ホテルで開催され、令和7年度事業報告、同歳入歳出決算を中心に審議され提出議案すべてが原案通り可決承認されました。



ご挨拶

京都府建設業職別連合国民健康保険組合
理事長

信 吉 秀 起

酷暑の夏、暑いという言葉が挨拶の共通語のように飛び交っている今日この頃、皆様方にはいかがお過ごしでしょうか。

円安進行・株価の大幅な変動・物価高・国際情勢等々、頭の痛い問題が山積している中ではありますが、組合員の皆様におかれましては、健やかな日々をお迎えのこととお慶び申し上げます。

夏のご挨拶の前に、熊本県における大震災で被災された方々に心よりお見舞い申し上げます。

令和5年10月の保険料の改定によりまして、組合員をはじめ多くの被保険者の方々が脱退されたことは痛恨の極みではありますが、保険料改定後は、14年間続いた単年度赤字から脱却することができ、単年度黒字決算を令和5年度・6年度・7年度と継続できている状況であります。

令和6年4月からは、急激な保険料改定の激変緩和措置として、18歳以下の若年層家族の保険料免除措置を開始・継続する中でも、何とか今のところ、単年度黒字で推移している状況であります。

令和7年度の課税標準額調査（所得調査）において、国庫補助金の補助率が削減されるような動きがあり、全協・五府県協等を通じて、国に対して国庫補助の維持をはじめとする組合運営への積極的財政支援を強く要請しているところであります。

昨年12月から「マイナ保険証」に一本化されましたが、マイナ保険証をお持ちでない方については「資格確認書」を発行すること等、組合員の皆様方にご迷惑をお掛けしないよう組合組織を挙げて取り組んでまいりました「マイナ保険証」へのスムーズな移行を図り、今後も組合員の疾病履歴の自己管理を図ること等、組合員の方々の利益となるように努めてまいります。

また、本年4月1日より「子ども・子育て支援金制度」が開始され、その支援金の徴収・支払業務を保険組合が担わなければなりません。私個人的には、保険組合による徴収・支払システムに対し疑問はあるものの、将来を担っていただく子供たちへの支援は必要と考えており、しっかりとその任務を果たしていかなければならないと感じているところであります。組合員の皆様方には更なるご負担となりますが、ご理解のほどよろしくお願いいたします。

保健事業はもとより健康づくりに特化し、健康寿命の延伸を図る事業を積極的に行いまして、「この組合の組合員は、いくつになっても健康で、元気がある長生きの人が多いなあ。」と言われるような健康保険組合を目指して、精一杯努力してまいりますので、組合員の皆様のご協力を心からお願い申し上げまして、私のご挨拶とさせていただきます。

第28期組合会議員選任される

任期満了に伴う組合会議員改選については、去る第113回の通常組合会において母体支部より推薦のありました、組合会議員を事務局より報告いたしましたところ、全員の拍手をもって了承されました。

また、組合会議員の改選に伴い、議長に建具支部の竹中議員、副議長に石材支部の山本議員が就任されました。

第28期組合会議員名簿 (敬称略)

議席	氏 名	所属支部	議席	氏 名	所属支部
1	菅 野 正 登 志	瓦 支 部	19	法 貴 良 好	技 建 支 部
2	谷 圭 一 朗	同 上	20	溝 川 智 史	表 具 支 部
3	福 井 啓 之	畳 支 部	21	新 谷 嘉 啓	石 材 支 部
4	芦 田 賢 次	造 園 支 部	22	山 本 健 介	同 上
5	中 山 徹	同 上	23	河 波 隆 幸	同 上
6	小 川 亨	同 上	24	鈴 木 顕 一	管 工 事 支 部
7	西 田 三 徳	同 上	25	松 田 康 志	同 上
8	塩 山 浩 人	同 上	26	宮 本 茂 樹	同 上
9	奥 西 亨	工 事 支 部	27	下 野 正 樹	同 上
10	竹 中 朗	建 具 支 部	28	内 田 康 博	建 築 事 協 支 部
11	篠 田 智 規	建 築 支 部	29	中 井 洋 一	同 上
12	岡 山 秀 行	電 気 支 部	30	木 村 智	同 上
13	植 村 洋	同 上	31	溝 口 誠	同 上
14	三 好 雅 人	同 上	32	新 邦 夫	調 査 士 会 支 部
15	岡 本 佳 之	同 上	33	森 本 隆	同 上
16	益 田 大 輔	同 上	34	山 田 一 博	同 上
17	安 達 康 高	同 上	35	井 上 和 祥	室 内 装 飾 支 部
18	久 保 元 武 徳	同 上			

○は議長、□は副議長

令和7年度 事業報告

(自 令和7年4月1日 至 令和8年3月31日)

概 況

- 当国保組合は、昭和45年7月に京都府知事の認可を得て、府内13の母体団体により、公法人として設立され、母体組合を核として同種同業の連帯意識と相互共済の精神に基づき、医療保険制度の発展に貢献してまいりました。しかしながら、本格的な少子高齢化や生産年齢人口の減少が進む中で、国保制度を取り巻く環境は更に厳しさを増しています。人口減少や後期高齢者制度への移行等により、被保険者数は年々減少してきておりますが、被保険者の方々が安心して健康の保持・増進が図れるように、保健事業等の推進につきましても、引き続き積極的に取り組んでまいります。
- 急激な保険料増大への激変緩和措置として、令和6年4月から18歳以下の若年層家族の保険料軽減を2年間にわたり実施してまいりましたが、令和8年度からは、軽減対象年齢を従来の「18歳以下の若年層家族全員」から「18歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある者」に改め、当国保組合独自の保険料軽減を継続することとなりました。
- 国が創設した新たな制度として、令和8年度から「子ども子育て支援金制度」が導入され、組合員の皆様方に新たなご負担が生じております。令和8年度からの新たなご負担につきましては、令和7年度に委員会や理事会等におきまして議論を重ねました結果、組合員の方々には可能な限り負担の軽減を図ることとして、「後期高齢者支援金」を若干引下げ、組合員については、従来の保険料総額からは400円多くご負担いただくこととし、家族については、引下げる額と新たな保険料額とを同じ額とすることで、従来の負担額と同様となるようにいたしました。本制度は、全ての医療保険者が新たに保険料を徴収して、国に納める仕組みとなっております。今後につきましては、国に納める額が増加することも予測されますが、組合内部の委員会等において十分に議論をする中で、組合員やご家族の方々に過重な負担とならないような施策について検討してまいります。
- 令和7年12月1日から被保険者証がなくなったことにより、「マイナ保険証」に統一されましたが、被保険者の方々が医療機関へ受診される際に困られないことがないよう、「マイナ保険証」をお持ちでない方に対しましては「資格確認書」を発行いたしました。
しかしながら、高額療養費の限度額適用認定証の事前申請が不要となることや病院や薬局の受付がスムーズになるといったメリットがあること等から、被保険者の利便性等を考慮して、当組合といたしましては、引き続き「マイナ保険証」を推進してまいります。
- 令和7年度の実質収支は、経常収入15億6,482万円から経常支出14億2,802万円を差し引いた1億3,680万円となり、3年続けて単年度黒字決算となりました。組合全体の決算収支は、経常外



収入（財産収入、繰入金、繰越金）2億935万円を足した17億7,415万円から支出額15億2,802万円を差し引いた2億4,613万円になりました。

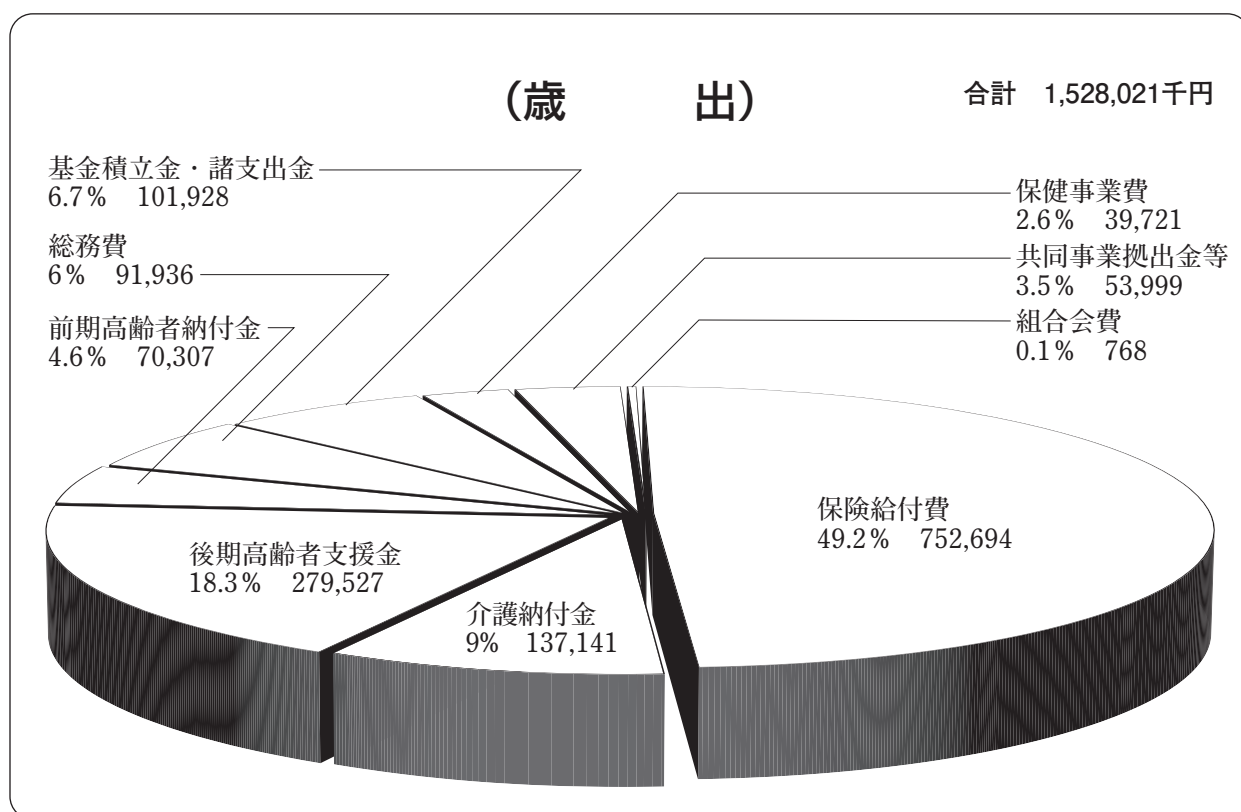
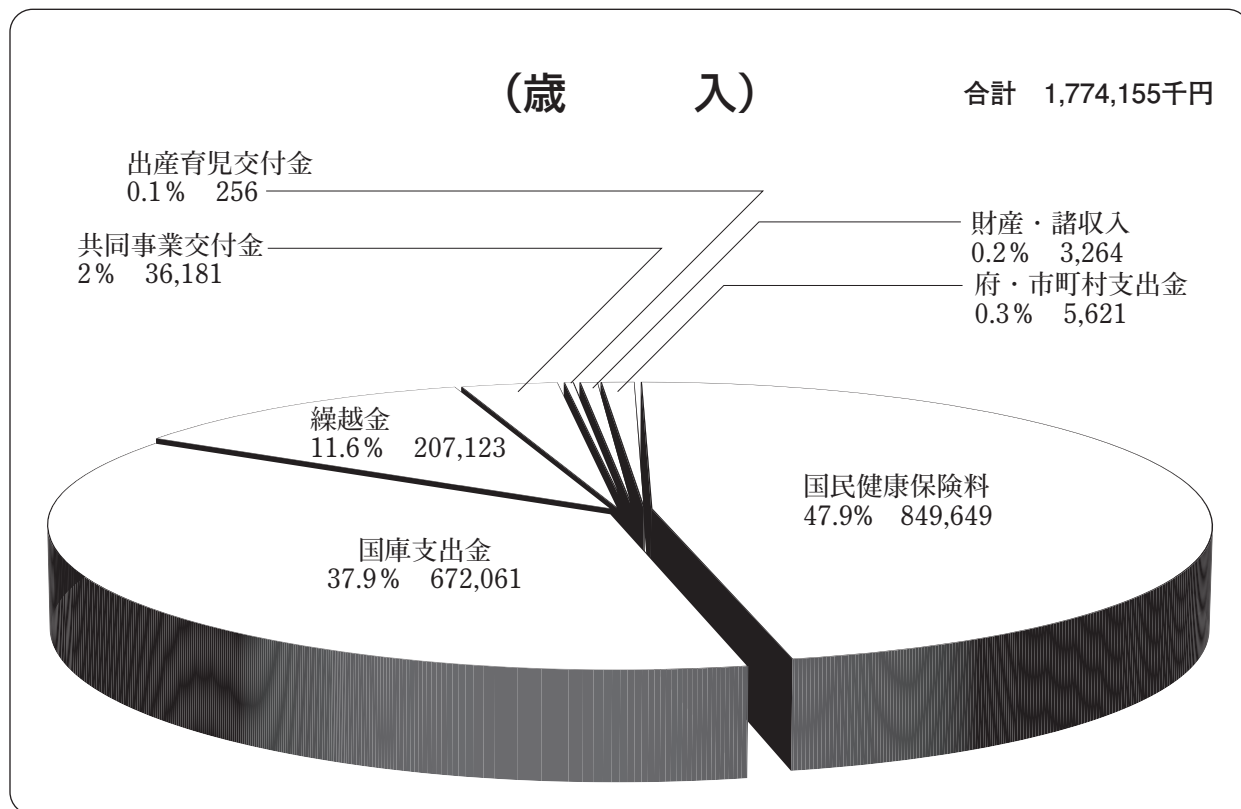
- 歳入は、保険料収入が8億4,964万円（前年度比較▲4,495万円・▲5.0%減）になりました。これは、被保険者数の減少による保険料の収入減と令和6年4月から2年間にわたる18歳以下の若年層家族の保険料を全額軽減したこと（約9,284万円強）等により、保険料収入は減少となりました。また、国庫支出金は6億7,206万円（前年度比較▲5,106万円・▲7.1%減）となりました。これは、保険給付費や高齢者関係の負担金の合計で前年度より▲約1億6千万円弱の減額となったことなどから、国庫支出金についても大幅な減額となりました。
- 歳出は、保険給付費が7億5,269万円（前年度比較▲2,710万円、▲3.5%減）、高齢者医療制度等への負担金（後期高齢者支援金、前期高齢者納付金及び介護納付金）は、4億8,697万円（前年度比較▲1億3,208万円減、▲21.3%減）となり、経常支出の総額では、14億2,802万円（前年度比較▲1億5,601万円、▲9.8%減）となり、2年続けて大幅な減額となりました。また、被保険者数の減少等に伴い、保険給付費が約▲2千7百万円、高齢者医療制度等への負担金は▲約1億3千2百万円の減少となりました。
- 被保険者数の減少傾向は緩やかになりつつありますが、依然として減少は続いていることから、被保険者に対して魅力のある国保組合となる方策を検討し、実行に移していく必要があります。
- まだまだ厳しい財政状況は変わっておりませんが、将来を見据えた財政基盤の安定化に向けて役職員一同取り組んでまいりますので、組合員の皆様方には、引き続きご理解、ご支援をいただきますようお願いいたします。

令和7年度末 財産目録

名 称	金 額	名 称	金 額		
特別積立金	130,000千円	財政調整積立金	182,400千円		
支払準備積立金	100,000千円	国保組合事務所整備・IT化対応積立金	100,000千円		
職員退職積立金	129,000千円	保健事業積立金	101,000千円	積立金計	742,400千円

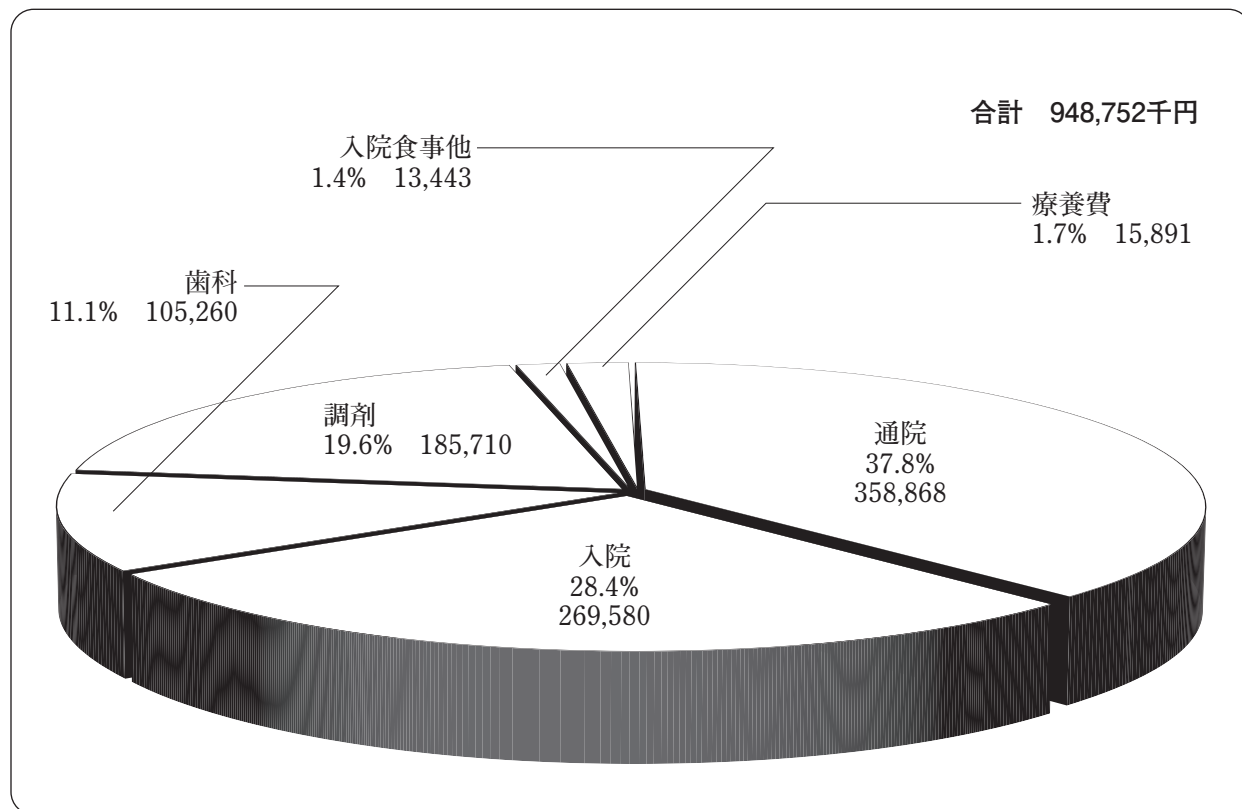
令和7年度歳入歳出決算構成グラフ

単位：千円

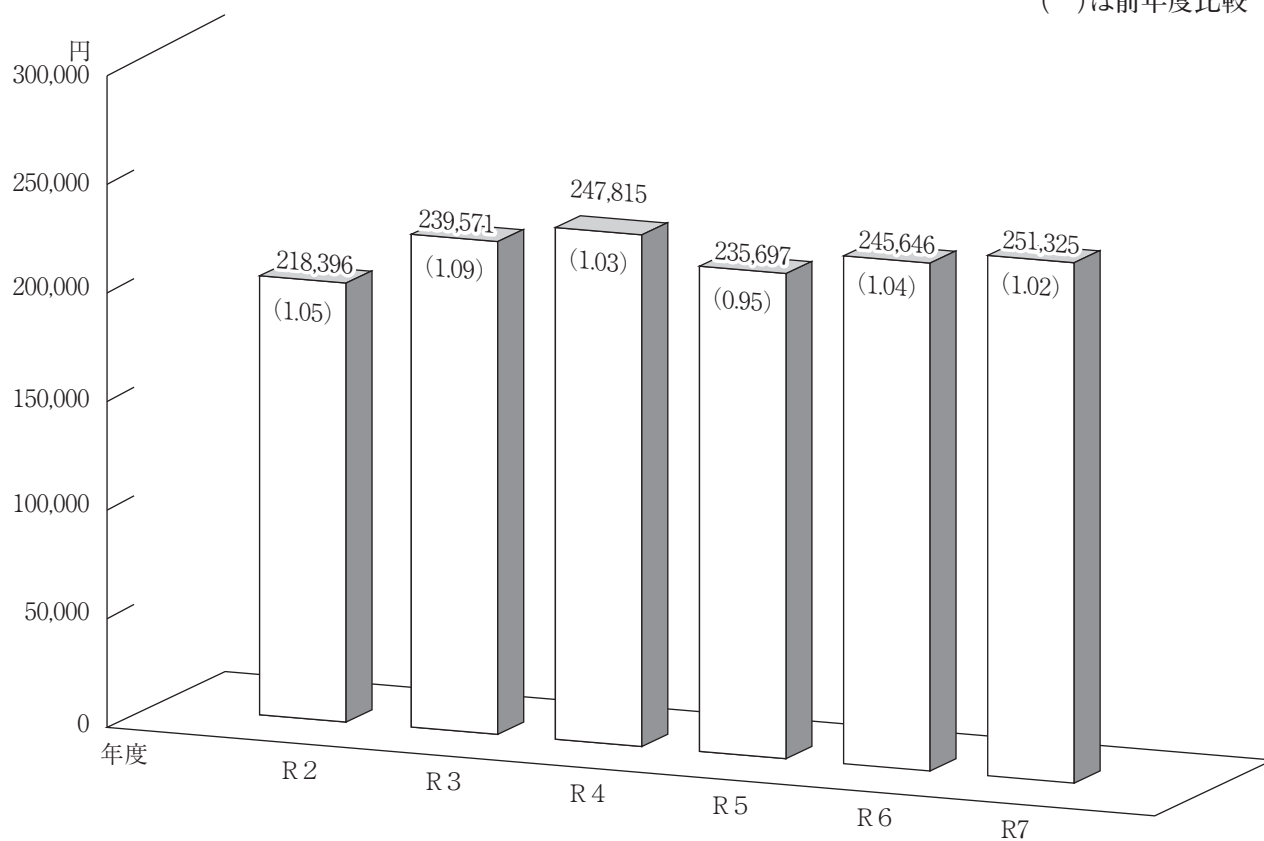


令和7年度医療費の構成割合

単位：千円



1人当年間医療費の動向

単位：円
()は前年度比較

組合員資格の適用の 適正化について

職別国保に加入できる人

- 現在、建設業に従事しておられる人、及びそのご家族
- 規約に定める母体組合に所属されている人
- 住民票が規約に定める地区内*（地域）にある人
- ④ ただし、新規の法人事業所の事業主や従業員は新規加入することはできません。

※地区（地域）

●京都府：府内全市町村 ●滋賀県：大津市、近江八幡市、草津市、守山市、栗東市、野洲市の区域のうち旧野洲町の区域、湖南市、甲賀市の区域のうち旧甲南町の区域、高島市、東近江市の区域のうち旧八日市市、旧五個荘町及び旧能登川町の区域 ●大阪府：大阪市、豊中市、池田市、吹田市、高槻市、枚方市、茨木市、交野市、寝屋川市、堺市、東大阪市 ●兵庫県：神戸市、西宮市、伊丹市、宝塚市、豊岡市、芦屋市、丹波市の区域のうち旧市島町及び氷上町の区域 ●奈良県：奈良市の区域のうち旧奈良市の区域、天理市、桜井市 ●三重県：伊賀市

健保適用除外承認申請の手続きはお済みですか

- 個人事業所から株式・有限会社等の法人事業所に事業形態を変更したとき
- 個人事業所で従業員を5人以上雇用する事実に至ったとき
- 法人事業所において、従業員を雇い入れたとき
- ◇ 上記に該当した場合、法律で社会保険（健康保険、厚生年金保険）が強制適用されます。ただし、年金事務所に健保適用除外承認申請を行い、承認を受けていただくことにより、健康保険は職別国保の被保険者として残ることができます。
- ④ 厚労省の通達により、やむを得ない場合を除き、事実の発生から14日以内に手続きをするように義務付けられていますので、ご協力をお願いします。

職別国保の組合員資格に適用しなくなったとき

- 転廃業等により、建設業に従事しなくなったとき
- 所属の母体組合を脱退したとき
- 社会保険の強制適用の事実が発生したにもかかわらず、健保適用除外承認申請（原則、14日以内）を怠ったとき
- ◇ 上記に該当した場合、速やかに、支部事務局に申し出て、職別国保の脱退手続きを行い、他の健康保険等への切り替えをお願いします。



令和 8 年 8 月より 高額療養費の上限額が変わります



令和 8 年 8 月より高額療養費制度が改正され、所得に応じた自己負担限度額が引き上げられます。改正後の上限額は下記の表のとおりです。

また、長期療養者への配慮の観点から「多数回該当」※1の金額は据え置かれ、新たに年単位の上限「年間上限」※2が新設されます。

高額療養費制度の見直しは、令和 8 年度と令和 9 年度の 2 段階にわけて実施されます。令和 8 年 8 月～令和 9 年 7 月までの内容は同封のリーフレットをご覧ください。また、令和 9 年 8 月以降の見直しについては来年の国保だよりに掲載を予定しています。

※1「多数回該当」とは、1 年（直近12 ヶ月）の間に、同じ世帯で 3 回以上高額療養費に該当した場合、4 回目から適用される限度額です。

※2「年間上限」とは、1 年間（前年 8 月 1 日～ 7 月31日、初回の計算期間は令和 8 年 8 月 1 日～令和 9 年 7 月31日）にかかった自己負担の合計額が年間上限の金額を超えた場合、超えた金額が「高額療養費」として支給されます。

高額医療費制度の上限額

（令和 8 年 8 月から令和 9 年 7 月まで）

※高額療養費制度の見直しは令和 8 年度と令和 9 年度の 2 段階にわけて実施します。
下の表は令和 8 年 8 月から令和 9 年 7 月までの内容です。令和 9 年 8 月以降の見直しについては、厚生労働省ウェブサイトをご参照ください。

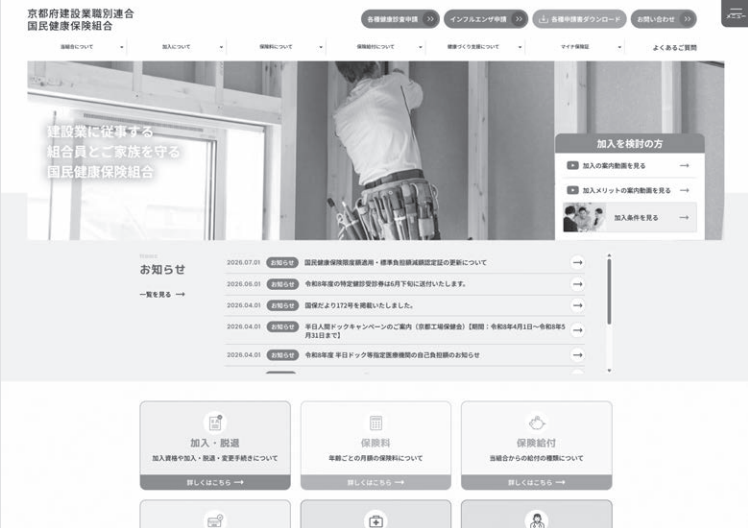
適用区分		年収目安	入院＋外来【月額上限】 （世帯ごと） 〈多数回該当〉	入院＋外来【年間上限】 （世帯ごと）	外来 （個人ごと） ※70歳以上のみ
70歳未満	70歳以上				
区分ア	現役並みⅢ	約1,160万円～	270,300 円＋1% <140,100 円>	1,680,000 円	—
区分イ	現役並みⅡ	約770万円～ 約1,160万円	179,100 円＋1% <93,000 円>	1,110,000 円	—
区分ウ	現役並みⅠ	約370万円～ 約770万円	85,800 円＋1% <44,400 円>	530,000 円	—
区分エ	一般Ⅰ・Ⅱ	～約370万円	61,500 円 <44,400 円（※1）>	530,000 円（※2）	月額上限 22,000 円 （年間上限 21.6 万円）
区分オ	—	住民税非課税 【70歳未満】	36,900 円 <24,600 円>	290,000 円	—
—	住民税 非課税世帯Ⅱ	住民税非課税 【70歳以上】	25,700 円 <24,600 円>	290,000 円	月額上限 11,000 円 （年間上限 9.6 万円）
—	住民税 非課税世帯Ⅰ	一定所得以下 （年金収入約80万円以下など） 【70歳以上】	15,700 円	180,000 円	月額上限 8,000 円

※1 年収約 200 万円未満である者は、令和 9 年 8 月以降、多数回該当の金額が引き下がる（44,400 円→34,500 円）。

※2 年収約 200 万円未満であることが確認できた者は、年間上限 41 万円を適用し、令和 9 年 8 月以降に償還払い。

ホームページをご活用ください!

ホームページをリニューアルして1年が経ちましたが、ご覧いただきましたでしょうか。スマートフォンやタブレット端末にも対応しましたので快適にご利用いただけるようになりました。国保からのお知らせや、各種手続き情報に加えて、マイナ保険証に関する情報やジェネリック医薬品などのお薬情報も掲載しています。他にも豊富な情報を掲載していますのでまだご覧でない方は是非、一度ホームページをご覧いただけましたら幸いです。



ホームページは
こちら



職別国保 🔍 検索

<https://www.syokubetu-kokuho.or.jp/>

各種健康診査の助成申請、 インフルエンザ予防接種の助成申請は オンライン申請です

昨年に各種健康診査の助成申請とインフルエンザ予防接種の助成申請が組合ホームページからのオンライン申請に変わりました。申請のための電話や、申請書の郵送の必要がなくなっていますので、お間違えのないようお手続きをお願いいたします。全体の流れや申請方法については、ホームページに掲載していますのでご参照ください。

各種健康診査
助成申請



インフルエンザ
予防接種助成申請





虫歯や歯周病は早期発見・早期治療により治療期間や治療費用の削減が可能です。

近年では、歯周病が糖尿病などの生活習慣病に関連していることが強く疑われており、口腔内だけでなく、体全体にまで悪影響を及ぼしていると言われています。

いつまでも健康な生活を送るためには、日々の生活の質〔QOL (Quality Of Life) 〕を維持、向上させていく必要があります。爽やかで健康な歯と歯茎を保持するためにも、生活習慣病を予防するためにも、年に1度は、歯科健診による口腔内の定期点検をお受けください。

実施要項

1. 対象者：12歳以上
2. 健診内容：歯科医院により異なります
3. 助成額：上限額 4,400円
4. 助成回数：年度内1名につき1回限り
5. 実施期間：通年
6. 申請期限：受診日より3カ月以内
7. 申請書類：①歯科健診助成金申請書、②領収書

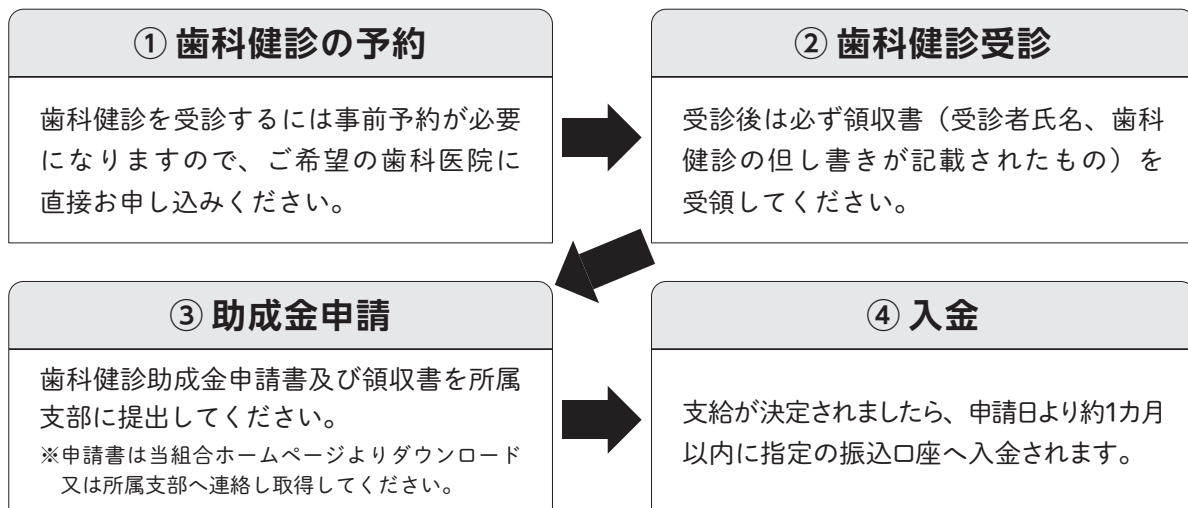


注意点

- ・歯科健診を受けようとする医院には、必ず事前に自由診療（本人10割負担）による歯科健診が受診できるかどうかご確認ください。
- ・マイナ保険証または資格確認書を使用して歯科健診を受けた場合は、歯科健診助成制度の支給対象外となります。
- ・自由診療による歯科健診を受診した結果、虫歯や歯石除去などの治療が必要となった場合は、改めて窓口でマイナ保険証または資格確認書を提示し、医師と相談のうえ治療を開始してください。

※ 治療行為で発生する個人負担金については、歯科健診助成制度の支給対象外となります。

歯科健診受診から申請までの流れ



保健師からののお知らせコーナー

職別国保には保健師が在籍しており、被保険者の皆様の健康づくりを支援しています。健康に関するお悩みや健診結果の見方など、お気軽にご相談ください。

保健師って
どんな仕事？

保健師は、健康上の様々な問題の「予防」をお手伝いする専門職です。病気の発症予防、重症化予防に向けた取り組みを通して、皆様の健康の保持増進を支援しています。

職別国保保健師による健康づくり支援事業

特定保健指導

特定保健指導の希望者に対し、保健師がご自宅または事業所に訪問して保健指導を行います。対象になられた方には、利用勧奨のお電話や通知もしています。

保健指導

健診の結果、血圧・脂質・血糖のいずれかの項目で受診を勧める基準値よりも高い数値であった方に対し、保健師が訪問または電話にて保健指導を行います。対象になられた方には、利用勧奨のお電話や通知もしています。

健康講座

事業所等へ保健師が出向き、生活習慣病予防を主とした講話を行います（テーマについてはご希望をお伺いします）。費用は無料です。事業主や従業員の方々、ご家族の健康づくりのためにぜひお申し込みください。

●お申し込み先：

075-801-0478 (平日 9:00 ~ 17:00)

健康ダイヤル（電話健康相談）

健診結果に関することをはじめ、生活習慣病予防や日常の健康管理に関する相談等について、保健師がお答えします。通話料のみかかります。

●専用ダイヤル：

075-496-5544

保健師のつぶやき

9月に入ったとはいえ、まだまだ暑さの厳しい毎日ですね。夏の疲れが出やすい時期でもあります。皆様体調はお変わりないでしょうか？暑い夏の間、私たちの心身は知らず知らずのうちに大きなストレスを受けています。そこで、夏の疲れを早めにリセットさせるために重要なのが“日々の睡眠”です。次ページでは、睡眠の質を高めるためのポイントをお伝えしています。ぜひご自身の眠りを見直すきっかけにいただき、待ち遠しい秋を元気に迎えましょう。

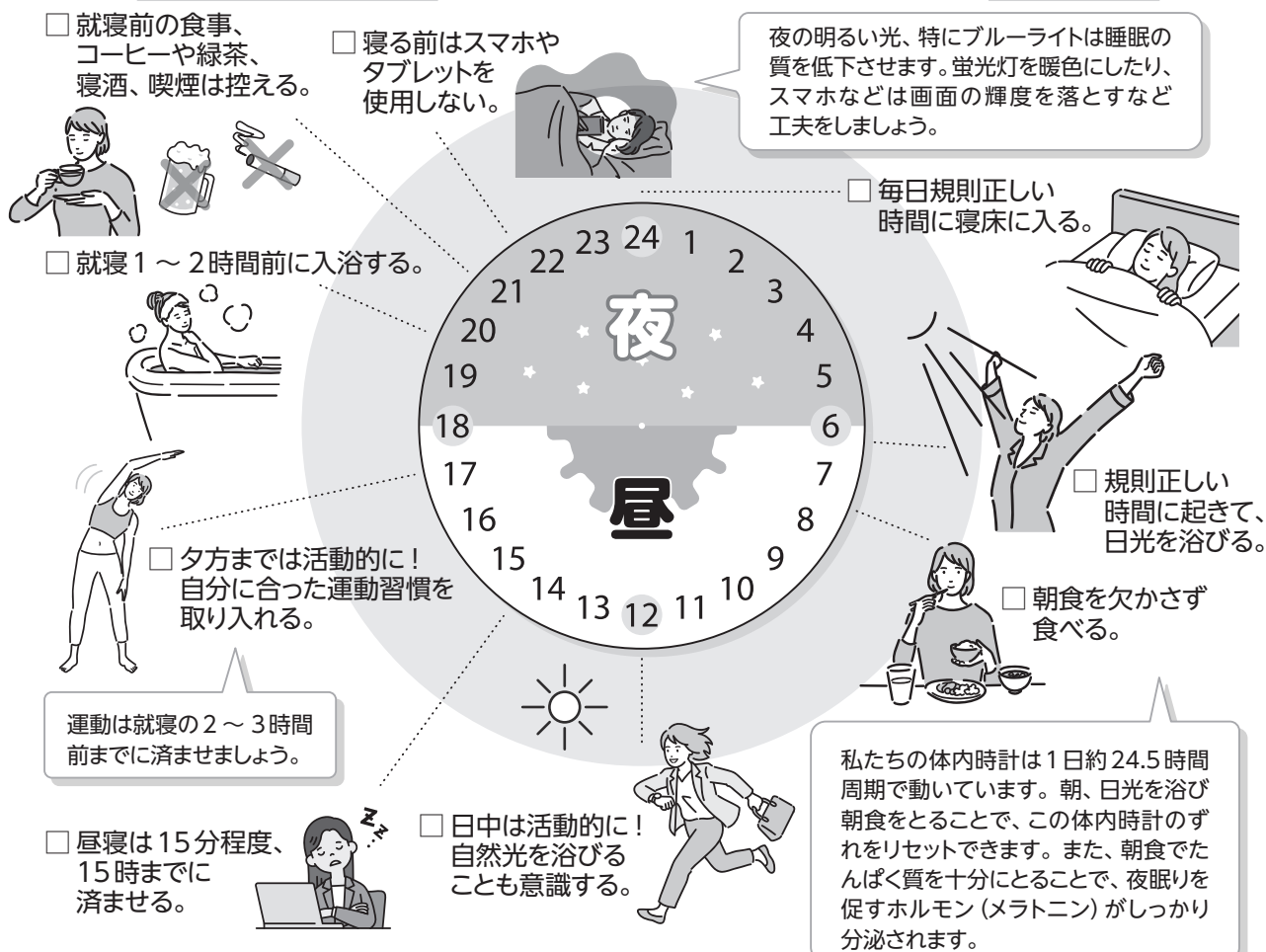


あなたの睡眠、大丈夫？

皆様は普段、朝目覚めた時「よく休めた～」という感覚がありますか？（これを「睡眠休養感」といいます。）良い睡眠の必須条件は、“十分な睡眠時間※”と“睡眠休養感があること”です。睡眠は量だけでなく質も大事！睡眠の質は、実は普段の生活習慣と密接に関連しています。日常のちょっとした心がけで睡眠の質は高めることができ、その結果心身のコンディションが整うことで生活の質も高まります。この機会に、良い眠りを意識した生活を始めてみませんか？

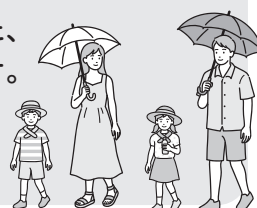
※成人の場合、睡眠時間は6時間以上（日中の眠気に困らない程度）が目安です。

～ 睡眠の質を高める生活習慣 ～



Q. 休日の寝だめはどんなの？

A. 休日に寝だめをすると、体内時計が乱れて体が“時差ぼけ”の状態になり、休み明けにだるさや寝不足感が強くなる原因になります。また、生活習慣病やうつ病の発症リスク上昇、注意力や判断力の低下にも影響します。休日の睡眠時間は、多くても平日の睡眠時間の「+1時間」未満にしましょう。日中に15分程度の昼寝を取り入れるのもおすすめです。



インフルエンザ予防接種 助成制度のお知らせ

職別国保では、保健事業の一環としてインフルエンザの予防接種費用を助成しています。

予防接種は、インフルエンザの一次予防として効果が期待できますので、特に高齢者の方や、あまり体力のない子供はできるだけ受けるようにしてください。

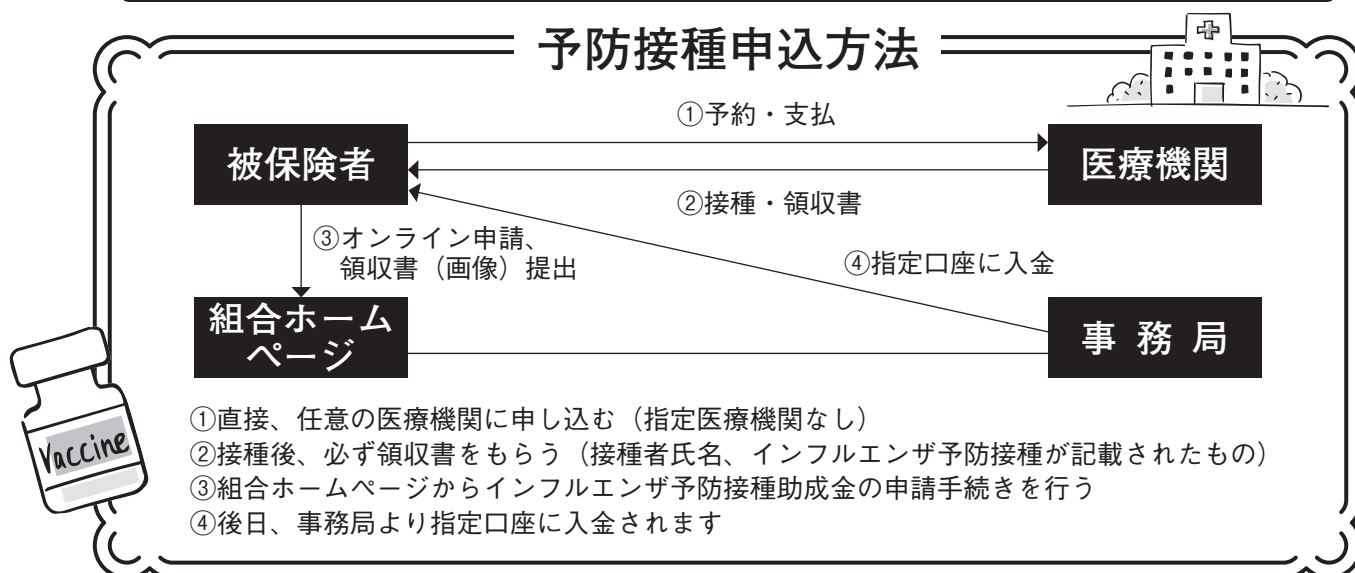
ただし、ワクチン接種は副作用・アレルギー反応が全くないわけではありません。アレルギーを持っておられる方や、体調を崩している時などにワクチンを接種されますと、高熱が出ることがありますので、予防接種をされる前には必ず医師と十分相談をして、安全に接種するようにしてください。

実施要項

1. 対象者：0歳～64歳の当組合被保険者（市町村から助成を受けた者を除く）
2. 対象ワクチン：インフルエンザワクチン
3. 接種期間：令和8年10月1日～令和9年1月31日
4. 助成額：1名につき2,000円を上限に当年度内1回助成
5. 申請期限：令和9年2月末日（厳守）
6. その他：▶詳しくは、所属支部へお問い合わせください



予防接種申込方法



インフルエンザ予防接種の助成金申請は、 オンライン申請に変わりました。



組合ホームページの「インフルエンザ申請画面」より申請手続きを行ってください。

- ・PCでもスマホでもご利用いただけます。
- ・領収書はスマホなどで撮影していただいた画像データをアップロードしてください。

特定健診（無料）は必ず年1回、 毎年受診しましょう



令和8年度
特定健診・特定保健指導目標値
健診 55% 保健指導 30%



令和8年度の特定健診受診券を送付しました

令和8年度の特定健診受診券は6月に対象者（40歳～74歳の組合員・ご家族）お一人お一人に送付いたしました。年に一度の健康診査は、生活習慣を見直す良い機会となりますので必ずご受診いただきますようお願い申し上げます。



バイオシミラー

（バイオ後続品）



をご存知ですか？

近年、がんやリウマチ、糖尿病などの治療において「バイオ医薬品」というお薬が広く使われるようになっていきます。非常に効果が高い一方で、お薬代が高額になりがちという課題もあります。そこで注目されているのが、「バイオシミラー（バイオ後続品）」です。

バイオシミラーとは、先行して開発された「バイオ医薬品（先行医薬品）」の特許が切れた後に別の製薬会社から発売される後続のお薬のことです。バイオシミラーは開発コストが抑えられているため、先行医薬品に比べてお薬代が大幅に安く設定されています。また、国（厚生労働省）の厳格な審査により、先行医薬品と効果や安全性が同等であることが認められています。

現在バイオ医薬品をご使用の方は、バイオシミラーに変更することで自己負担額の軽減に繋がりますので、一度ご検討されてはいかがでしょうか。変更を検討される場合は、医師や薬剤師にご相談ください。

厚生労働省
バイオ後続品
（バイオシミラー）
促進特設サイト



今までも。これからも。



未来 Mirai
信頼 Shinrai
安心 Anshin
ジェネリック医薬品

ジェネリック医薬品（後発医薬品）は、新薬（先発医薬品）の特許が切れた後に製造販売される、**新薬と同一の有効成分を同一量含み、効き目が同等な医薬品**のことです。

その先には、ひろがる笑顔。

安心・信頼
Anshin Shinrai

国の厳しい審査をクリア

ジェネリック医薬品は、国の厳しい審査をクリアしたものが承認されています。有効性や安全性、品質も新薬と同等です。

低価格で個人負担が軽くなる

新薬と同じ有効成分を使用し、開発費用が抑えられるので、低価格です。医療の質を落とすことなく、経済的負担が軽くなります。

未来
Mirai

医療費を有効活用

個人負担の軽減だけでなく日本全体の医療費の効率化が可能です。その医療費は新技術や新薬の導入に活用できます。

医療保険制度を次の世代に引き継ぐ

少子高齢化が急速に進む中、現在の優れた医療保険制度を維持し、子どもたちや次の世代に引き継いでいくことに貢献します。

ジェネリック医薬品を希望される場合は、医師・薬剤師にご相談ください。

ジェネリック医薬品に関する情報は

厚生労働省 ジェネリック [検索](#)